

あさひかわしひなんこうどうようしえんしゃひなんしえん てびき  
旭川市避難行動要支援者避難支援の手引

ぜんたいけいかく  
(全体計画)

へいせい ねん ねん がつ  
平成28年(2016年)3月

れいわ ねん ねん がついちぶかいせい  
(令和6年(2024年)3月一部改正)

あさひ かわ し  
旭川市

## 改定の趣旨

平成7年の阪神・淡路大震災やその後の甚大な自然災害による被災教訓から、災害時要援護者の避難支援体制の整備の必要性と、その効果的な活動には地域の自助と共助が重要であるとして、国は平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定しました。

これを受け、本市においては避難支援等の手引として、平成22年3月に「旭川市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定し、災害時要援護者の名簿作成、避難支援体制、平常時の備えなどについて、地域における自助と共助を基本とした取組をお願いしていました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、被災地全体の約2万人の死者・行方不明者のうち、約6割もの犠牲者が65歳以上の高齢者であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にも上り、また、消防職団員の死者・行方不明者281人、民生委員の死者・行方不明者56人など、支援側の犠牲も多数あり、国は、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等関係者等による避難支援等がなされるよう、

① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。

② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、地域住民組織、自主防災組織、民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。

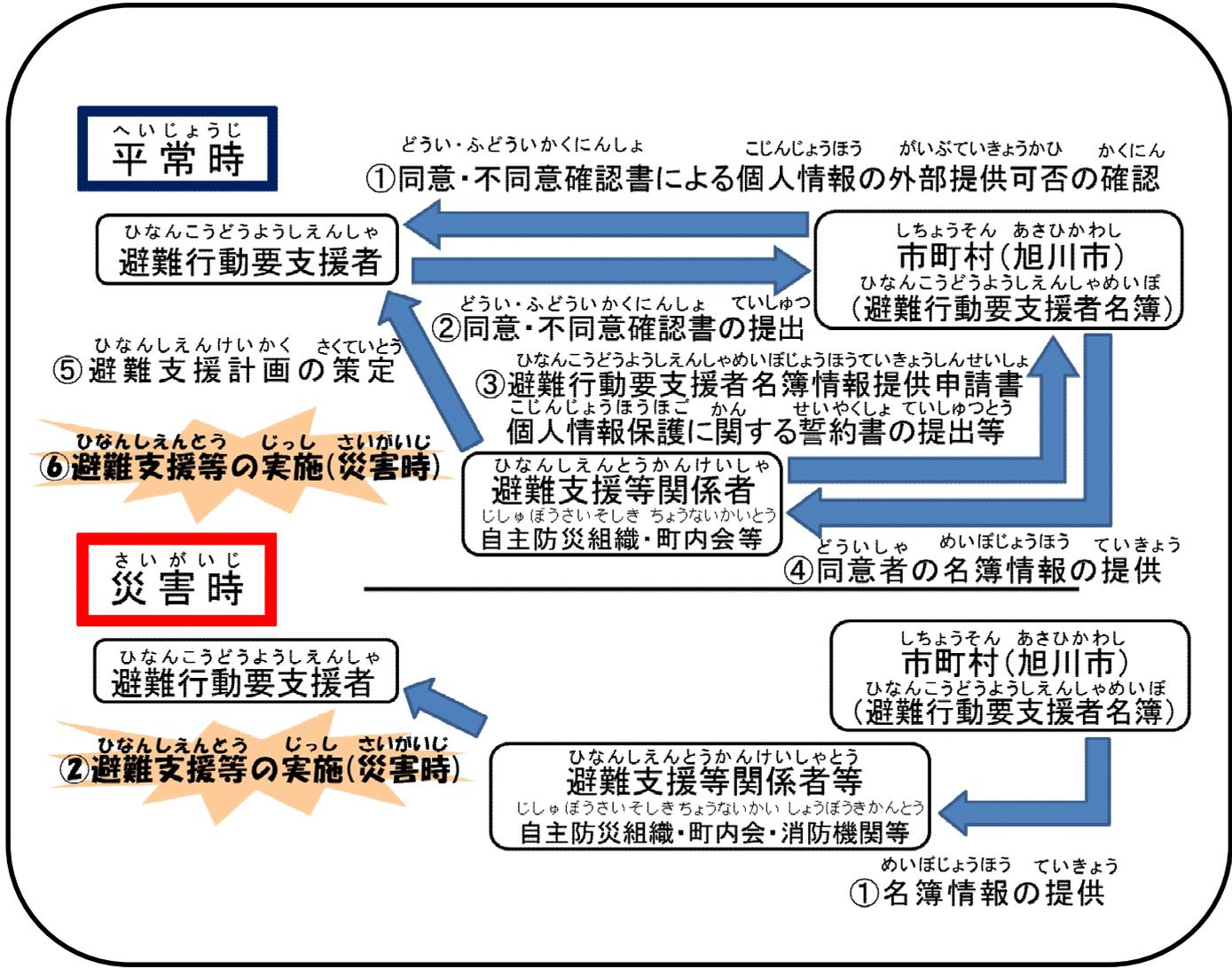
③ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。

④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課するとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

などを定め、避難行動要支援者の避難支援体制の整備・推進を市町村に求めました。

本市においても、この災害対策基本法の改正と平成25年8月に示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の充実・強化を図ることを目的として、本市が行う取組を市民の皆様にご説明し、地域を中心とした「自助・共助」による取組の推進について、御理解と御協力をいただくため、従来の「旭川市災害時要支援者避難支援ガイドライン」をこれらの全体の計画である「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引（全体計画）」として改定しました。

ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんとう <sup>ず</sup>  
**【避難行動要支援者の避難支援等のイメージ図】**



もくじ  
目次

だい	もくてき	きほんてき	かなが	かた		
第1	目的と基本的な考え方					1
	もくてき					
1	目的					1
	きほんてき	かなが	かた			
2	基本的な考え方					2
	じじよ	きょうじよ	こうじよ			
(1)	自助・共助・公助					2
	ひなんこうどうようしえんしや	じじよ	きょうじよ			
(2)	避難行動要支援者の自助とその共助					2
	ぎょうせい	やくわり				
(3)	行政の役割					3
だい	ひなんこうどうようしえんしやめいぼ	さくせい	かんりとう			
第2	避難行動要支援者名簿の作成・管理等					4
	ようはいりよしや	はあく				
1	要配慮者の把握					4
	し	かんけいぶきょく	じょうほうしゅうやく			
(1)	市関係部局の情報集約					4
	ほっかいどうとう	じょうほうしゅとく				
(2)	北海道等からの情報取得					4
	ひなんこうどうようしえんしやめいぼ	さくせい				
2	避難行動要支援者名簿の作成					4
	ひなんこうどうようしえんしや	せんてい				
(1)	避難行動要支援者の選定					4
	ひなんこうどうようしえんしやめいぼ	きさいじこう				
(2)	避難行動要支援者名簿の記載事項					6
	ひなんこうどうようしえんしやめいぼ	かんりとう				
3	避難行動要支援者名簿の管理等					6
	ひなんこうどうようしえんしやめいぼ	かんり				
(1)	避難行動要支援者名簿の管理					6
	ひなんこうどうようしえんしやめいぼ	こうしん				
(2)	避難行動要支援者名簿の更新					6
だい	ひなんこうどうようしえんしや	めいぼじょうほう	とりあつか	とう		
第3	避難行動要支援者の名簿情報の取扱い等					8
	ひなんこうどうようしえんしや	めいぼじょうほう	じぜん	がいぶていきょうとう		
1	避難行動要支援者の名簿情報の事前の外部提供等					8
	めいぼじょうほう	じぜん	がいぶていきょう	どうい		
(1)	名簿情報の事前の外部提供と同意					8
	めいぼじょうほう	とりあつか	せつめいとう			
(2)	名簿情報の取扱い説明等					8
	めいぼじょうほう	がいぶていきょう	じょうけん			
(3)	名簿情報の外部提供の条件					9
	めいぼじょうほう	がいぶていきょう	なが			
(4)	名簿情報の外部提供までの流れ					9
	ひなんこうどうようしえんしや	めいぼじょうほう	さいがい	じょうえんごしやじょうほう	かんけい	
2	避難行動要支援者の名簿情報と災害時要援護者情報の関係					9
だい	ひなんこうどうようしえんしや	しえんたいせいとう				
第4	避難行動要支援者への支援体制等					11
	ひなんこうどうようしえんしや	しえんそしき				
1	避難行動要支援者の支援組織					11
	ちいき	れんけい				
2	地域における連携					12
	みぢか					
(1)	身近なかかわり					12
	ひなんしえんとうかんけいしや	れんけい				
(2)	避難支援等関係者の連携					12
	へいじょうじ	しえん				
3	平常時の支援					13
	ひなんこうどうようしえんしや	めいぼじょうほう	かつよう	しゅひぎむ		
(1)	避難行動要支援者の名簿情報の活用と守秘義務					13

	こべつひなんしえんけいかく さくてい	13
ア	個別避難支援計画の策定	13
	こべつひなんしえんけいかく きさいじこう	
イ	個別避難支援計画の記載事項	13
	こべつひなんしえんけいかく ていきょう きょうゆう	
ウ	個別避難支援計画の提供と共有	14
(2)	ぼうさいくんれんとう	14
	ぼうさいくんれんとう	
ア	災害図上訓練 (DIG)	14
	ぼうさいくんれん	
イ	防災訓練	14
	ぼうさい	
ウ	防災マップづくり	14
4	さいがいじ しえん	15
	さいがいじ しえん	
(1)	ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんとう ひつよう うもの とくちょう さいがいじ しえん	15
	ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんとう ひつよう うもの とくちょう さいがいじ しえん	
ア	高齢者	15
	こうれいしゃ	
イ	身体障害者	16
	しんたいしょうがいしゃ	
ウ	知的障害者	17
	ちてきしょうがいしゃ	
エ	発達障害者	18
	はつたつしょうがいしゃ	
オ	精神障害者	19
	せいしんしょうがいしゃ	
カ	乳幼児	19
	にゅうようじ	
キ	妊産婦	19
	にんさんぶ	
ク	外国人	20
	がいこくじん	
ケ	旅行者	20
	りょこうしゃ	
(2)	さいがいべつ ひなんこうどうようしえんしゃ たいおうとう ちが	20
	さいがいべつ ひなんこうどうようしえんしゃ たいおうとう ちが	
(3)	ひなんじょうほう はつれい でんたつほうほうとう	21
	ひなんじょうほう はつれい でんたつほうほうとう	
(4)	ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんしえんとう あんぜんかくほとう	23
	ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんしえんとう あんぜんかくほとう	
(5)	ふどういしゃ ひなんしえんとう	23
	ふどういしゃ ひなんしえんとう	
ア	避難行動要支援者の名簿情報の外部提供	23
	ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう がいぶていきょう	
イ	情報漏洩の防止	24
	じょうほうろうえい ぼうし	
(6)	あんびかくにん じっし	24
	あんびかくにん じっし	
第5	ひなんじょいこう たいおう	26
	ひなんじょいこう たいおう	
1	ひなんこうどうようしえんしゃとう うけい	26
	ひなんこうどうようしえんしゃとう うけい	
(1)	ふくしひなんじょ にゅうしょ	26
	ふくしひなんじょ にゅうしょ	
(2)	ひなんばしょ ひなんじょ いそう	26
	ひなんばしょ ひなんじょ いそう	
2	ひなんじょ じしゅうんえいそしき	26
	ひなんじょ じしゅうんえいそしき	
第6	へいじょうじ そな さいがいたいおう りゅういてん	28
	へいじょうじ そな さいがいたいおう りゅういてん	
1	へいじょうじ そな	28
	へいじょうじ そな	

	じゅうみん そな	(1) 住民の備え	28
	か てい ない び ち く	ア 家庭内備蓄	28
	ひ じょう もち だし ひん じゅん び	イ 非常持出品の準備	28
	じ た く あん ぜん てん けん と う	ウ 自宅の安全点検等	28
	ひ なん し えん と う も と も の そ な	(2) 避難支援等を求める者の備え	29
	こう れい し ゃ	ア 高齢者	29
	しん たい し ゃ う が い し ゃ	イ 身体障害者	29
	ち て き し ゃ う が い し ゃ	ウ 知的障害者	30
	は っ た つ し ゃ う が い し ゃ	エ 発達障害者	31
	せい しん し ゃ う が い し ゃ	オ 精神障害者	31
	に ゅ う よ う じ	カ 乳幼児	32
	に ん さ ん ぶ	キ 妊産婦	32
	が い こ く じん	ク 外国人	32
	り ょ こ う し ゃ	ケ 旅行者	32
2	さい が い たい お う り ゅ う い て ん	災害対応の留意点	32
	じ しん たい お う	(1) 地震への対応	33
	お く な い たい お う	ア 屋内での対応	33
	お く が い たい お う	イ 屋外での対応	33
	ふう す い が い と う たい お う	(2) 風水害等への対応	34
	ひ なん じゅん び	ア 避難の準備	34
	ひ なん ひ さ い じ たい お う	イ 避難・被災時の対応	34
よう し き	ひ なん こう どう よう し えん し ゃ め い ぼ	様式1 避難行動要支援者名簿	36
よう し き	じ ょ う ほう て い き ゃ う か ん どう い ふ どう い か く に ん し ゃ	様式2 あなたの情報の提供に関する同意・不同意確認書	37
よう し き	ひ なん こう どう よう し えん し ゃ め い ぼ と う さ い き ぼ う も う し で し ゃ けん	様式3 避難行動要支援者名簿登載希望申出書兼	
	こ じ ん じ ょ う ほう て い き ゃ う か ん どう い ふ どう い か く に ん し ゃ	個人情報提供に関する同意・不同意確認書	38
よう し き	あ さ ひ か わ し ひ なん こう どう よう し えん し ゃ め い ぼ じ ょ う ほう て い き ゃ う し ん せい し ゃ	様式4 旭川市避難行動要支援者名簿情報提供申請書	39
よう し き	こ じ ん じ ょ う ほう ぼ こ か ん せい や く し ゃ	様式5 個人情報保護に関する誓約書	40
よう し き	だ い ひ ゃ う し ゃ と う へ ん こ う と ど げ	様式6 代表者等変更届	41
よう し き	こ べ つ ひ なん し えん けい か く よう し き れい	様式7 個別避難支援計画様式(例)	42
	と あ さ き	お問い合わせ先	44

だい もくてき きほんてき かが かた  
第 1 目的と基本的な考え方

もくてき  
1 目的

てびき さいがい ひなんこうどうようしえんしゃ せいめい しんたい まも ぜんたい けいかく  
この手引は、災害から避難行動要支援者の生命や身体を守るための全体の計画と  
ほんし ほゆう ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ ようはいりよしゃ  
して、本市が保有しなければならない避難行動要支援者名簿（要配慮者のうち、  
ひなんしえんとう ひつよう もの めいぼ さくせいとう めいぼじょうほう ひなんしえんとうかんけいしゃ  
避難支援等を必要とする者の名簿）の作成等やその名簿情報を避難支援等関係者  
とう がいぶていきょう しみん みなさま ごりかい ふか  
等に外部提供することなどについて、市民の皆様にご理解を深めていただくととも  
へいじょうじ ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんたいせい せいび さいがいじ ひなんしえんとう  
に、平常時からの避難行動要支援者の避難支援体制の整備や災害時の避難支援等な  
どについて、避難支援等関係者に取り組んでいただくための手立てや手順を示すこ  
もくてき さくてい  
とを目的に策定したものです。

（ようはいりよしゃ  
【要配慮者とは】

こうれいしゃ しょうがいしゃ にゅうようじ た とく はいりよ よう もの  
高齢者，障害者，乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

ひなんこうどうようしえんしゃ  
【避難行動要支援者とは】

ようはいりよしゃ さいがい はっせい また さいがい はっせい ばあい  
要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に  
みづか ひなん こんなん もの えんかつ じんそく ひなん かくほ はか  
自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図る  
とく しえん よう もの  
ため特に支援を要する者をいう。

ひなんしえんとう  
【避難支援等とは】

ひなんこうどうようしえんしゃ ひなん しえん あんび かくにん た ひなんこうどう  
避難行動要支援者について避難の支援，安否の確認その他の避難行動  
ようしえんしゃ せいめい しんたい さいがい ほご ひつよう そち  
要支援者の生命や身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

ひなんしえんとうかんけいしゃ  
【避難支援等関係者とは】

しょうぼうきかん けいさつ じえいたい ちいきじゅうみん じしゅてき けっせい じしゅぼうさいそしき  
消防機関，警察，自衛隊，地域住民が自主的に結成する自主防災組織や  
ちやうないかいとう じゅうみんそしき しゃかいふくしきょうぎかい みるせいじどういじん た ふくしじ  
町内会等の住民組織，社会福祉協議会，民生児童委員，その他（福祉事  
ぎょうしゃ しょうがいしゃだんたいとう てきとう みと さいたく ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえん  
業者，障害者団体等）相当と認める，在宅の避難行動要支援者の避難支援  
とう じっし たずさ かんけいしゃ  
等の実施に携わる関係者をいう。

## 2 基本的な考え方

### (1) 自助・共助・公助

台風や洪水などの風水害等が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、防災関係機関は多様な手段を活用し、迅速に災害情報の広報・伝達や各種の災害対応を行います。

一方、大型の台風や大規模な洪水、あるいは大地震などの大規模災害の発生時には、消防・警察等の災害対応を行う防災関係機関自体が被災するなど、災害対応を含め行政機能の混乱・麻ひや交通網の寸断等のため、公的な救助・救援体制（公助）が整うまでには、過去の阪神・淡路大震災や東日本大震災などの経験からも、相当の時間を要することが想定されます。

そのため、このような状況においては、住民一人ひとりが自らの生命や身体を災害から守るため、適切な災害対応や避難行動（自助）を行う必要があります。

しかし、自助では自らを守ることができない場合には、隣近所をはじめとした地域コミュニティによる救助、避難支援・安否確認等の活動（共助）が欠かせません。

### (2) 避難行動要支援者の自助とその共助

避難行動要支援者は、心身の様々な状態などから、避難に関する情報を把握しても適切な行動ができない方、あるいは行動が可能でも障害等からこれらの情報を把握することができない方など、災害対応や避難行動が限られ、自助が困難な場合があります。

そのため、地域内の住民組織や関係する団体などが協働する地域コミュニティの存在とその共助が欠かせません。

特に、自主防災組織、隣近所のつながりからなる町内会や地区市民委員会などの住民組織、地区民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会などのその区域を活動範囲とする組織が避難支援等関係者として避難支援等に取り組むことが

か  
欠かせません。

ぎょうせい やくわり  
(3) 行政の役割

ほんし ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ ようしき せいび こうしん へいじょうじ  
本市では、避難行動要支援者名簿（様式1）を整備・更新し、平常時から  
がいぶていきょう どうい え ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう ひなんしえんどう  
外部提供について同意を得ている避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等  
かんけいしゃ ていきょう とりくみ そくしん かんけいきかん だんたいどう れんらくちょうせい  
関係者に提供して、取組の促進、関係機関・団体等との連絡調整などを  
おこな  
行います。

さいがいじ ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんどう ひつよう ばあい  
そして、災害時においては避難行動要支援者の避難支援等のため必要な場合に  
じぜん めいぼじょうほう がいぶていきょう どうい うむ かか ひなんしえんどう  
は、事前の名簿情報の外部提供についての同意の有無に関わらず、避難支援等  
かんけいしゃとう めいぼじょうほう がいぶていきょう  
関係者等に名簿情報を外部提供します。

さまざま じょうほうでんたつ しゅだん ひなん かん じょうほう ひなんしえんどうかんけいしゃ  
また、様々な情報伝達的手段により、避難に関する情報が避難支援等関係者  
とう ひなんこうどうようしえんしゃほんにん かくじつ つた ちいき きょうじょ ひなんこうどう  
等や避難行動要支援者本人にも確実に伝わり、地域の共助により避難行動  
ようしえんしゃ ひなんしえんどう ちたい おこな ようはいりょしゃ こうれいしゃとうひなん  
要支援者の避難支援等が遅滞なく行われるよう、また、要配慮者が高齢者等避難  
けいかい よゆう も ひなんこうどう かいし つと  
(警戒レベル3)により、余裕を持って避難行動が開始できるようにも努めます。

だい ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ さくせい かんりとう  
第2 避難行動要支援者名簿の作成・管理等

ようはいりよしゃ はあく  
1 要配慮者の把握

し かんけいぶきょく じょうほうしゅうやく  
(1) 市関係部局の情報集約

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ さくせい あ ひなんこうどうようしえんしゃ がいとう もの はあく  
避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握  
し かんけいぶきょく はあく こうれいしゃ しょうがいしゃとう ようはいりよしゃ じょうほう  
するために、市関係部局で把握している高齢者や障害者等の要配慮者の情報  
ほんし しゅうやく  
を本市で集約します。

ほっかいどうとう じょうほうしゅとく  
(2) 北海道等からの情報取得

ほっかいどう ほゆう なんびょうかんじゃ かかわ じょうほうほんし はあく  
北海道が保有している難病患者に係る情報など、本市では把握していない  
じょうほう しゅとく ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ さくせい ひつよう ほっかいどうちじ  
情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要なため、北海道知事  
た もの ほうれい もと いらい しめ ていきょう もと  
その他の者に、法令に基づく依頼であることを示して、提供を求めます。

ひなん ころどう ようしえんしゃ めいぼ さくせい  
2 避難行動要支援者名簿の作成

ひなんこうどうようしえんしゃ せんてい  
(1) 避難行動要支援者の選定

ほんし し かんけいぶきょく ほっかいどうとう しゅうやく しゅとく ようはいりよしゃじょうほう  
本市では、市関係部局や北海道等から集約・取得した要配慮者情報のうち、  
ざいたくしゃ ひなん かん じょうほう はあく こんなん ひなん  
在宅者であって避難に関する情報を把握することが困難であること、避難の  
じき ひなんほうほう はんだん こんなん しんたいのうりよくじょう  
時期や避難方法を判断することが困難であること、あるいは身体能力上におい  
ひなんこうどう こんなん そうごうてき はんだん ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ  
て避難行動が困難であることなどから総合的に判断して、避難行動要支援者名簿  
とうさい もの つぎ たいしょう なか せんてい  
に登載する者を次の対象の中から選定します。

しゃかいふくししせつにゅうしよしゃ ちょうきにゅういんかんじゃ さいがいじ しゅうい ひとびと  
また、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、災害時に周囲の人々  
ていど しえん きたい ちいき ひなんしえんとうかんけいしゃ にんずう かぎ  
からある程度の支援が期待でき、地域の避難支援等関係者の人数も限られている  
とうさいたいしょう のぞ  
ことから、登載対象から除きます。

- 1に該当する者で2に該当する者以外の同居人を有さない者
- 1 次のいずれかに該当する者のうち、居宅において日常生活を営む者
- (1) 要介護状態区分が要介護2から要介護5までのいずれかに該当する要介護者
- (2) 障害の程度が次のいずれかに該当する者
- ア 視覚障害にあっては、1級、2級、3級又は4級
- イ 聴覚障害にあっては、1級、2級、3級又は4級
- ウ 内部機能障害（免疫機能障害を除く。）にあっては、1級、2級又は3級
- エ 上肢、下肢又は体幹機能の障害にあっては、1級、2級又は3級
- オ 知的障害にあっては、A
- カ 精神障害にあっては、1級
- (3) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者のうち、人工呼吸器等装着者として自己負担上限額の特例が認められている者
- (4) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証の交付を受けている者のうち、酸素濃縮器使用時間が12時間以上の者
- 2 次のいずれかに該当する者
- (1) 要介護者又は要支援状態区分が要支援2に該当する要支援者
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 次のいずれかの医療受給者証等の交付を受けている者
- ア 特定医療費（指定難病）受給者証
- イ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証
- ウ ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証
- エ ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証
- オ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証
- カ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 上記2に該当する者で避難行動要支援者名簿への登載を希望する者のうち、市長が  
 適当と認めた者

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ きさいじこう  
(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

えんかつ じんそく ひなんしえんとう じっし ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ とうさい  
円滑かつ迅速な避難支援等を実施するために、避難行動要支援者名簿に登載す  
ることが必要な避難行動要支援者の情報としては、次の項目を記載します。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 上記に掲げるものの他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ かんりとう  
3 避難行動要支援者名簿の管理等

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ かんり  
(1) 避難行動要支援者名簿の管理

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ じょうほう てきせい かんり ひなんこうどうようしえんしゃ  
避難行動要支援者名簿とその情報を適正に管理することは、避難行動要支援者  
の個人情報と保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等そ  
のものに対する信頼性を高め、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係  
を円滑なものにする上で極めて重要です。

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ じょうほう てきせい じょうほうかんり おこな  
そこで、避難行動要支援者名簿とその情報について適正な情報管理を行う  
ため、情報セキュリティ対策については、本市の「旭川市情報セキュリティポ  
リシー」を遵守して管理を行います。

さいがい ていでんとう こうりょ でんしばいたい かんり くわ かみばいたい さいしん  
また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新  
の情報とを保管するように努めます。

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ こうしん  
(2) 避難行動要支援者名簿の更新

とうさい ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう へんこう しょう ばあい しがい  
登載している避難行動要支援者の名簿情報に変更が生じる場合や、市外への  
転居、死亡、長期の入院・入所などにより登載対象外となる場合、あるいは、

あら      どうさい      たいしょう      ようはいりよしゃ      あらわ      ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ  
新たに登載の対象となる要配慮者も現れるなど、避難行動要支援者名簿の  
きさいないよう      つね      へんこう      しょう      ひなんこうどうようしえんしゃ      じょうほう      てきせつ      はあく  
記載内容は常に変更を生ずることから、避難行動要支援者の情報を適切に把握  
ていきてき      こうしん      つと  
し、定期的な更新に努めます。

だい ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう とりあつか とう  
第3 避難行動要支援者の名簿情報の取扱い等

ひなん こうどう ようしえんしゃ めいぼじょうほう じぜん がいぶていきょう とう  
1 避難行動要支援者の名簿情報の事前の外部提供等

めいぼじょうほう じぜん がいぶていきょう どうい  
(1) 名簿情報の事前の外部提供と同意

ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう へいじょうじ ひなんしえんとうかんけいしゃ てきせつ  
避難行動要支援者の名簿情報は、平常時から避難支援等関係者へ適切に  
がいぶていきょう ひなんしえんとう たいせい せいび とき えんかつ  
外部提供され、避難支援等の体制を整備することで、いざという時の円滑かつ  
じんそく ひなんしえんとう じっし むす ほんし ひなんしえんとう じっし  
迅速な避難支援等の実施に結びつくため、本市は、あらかじめ避難支援等の実施に  
ひつよう げんど めいぼじょうほう ちいき たんとう じしゅぼうさいそしき ちょうないかい  
必要な限度で名簿情報をその地域を担当する自主防災組織や町内会などの  
ひなんしえんとうかんけいしゃ じぜん ていきょう  
避難支援等関係者に事前に提供します。

こじんじょうほう ほご かんてん さいがいたいさくきほんほう  
しかし、そのためには、個人情報保護の観点から災害対策基本法では、  
ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう ひなんしえんとうかんけいしゃ がいぶていきょう  
避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に外部提供するためには、  
ひなんこうどうようしえんしゃほんにん どうい え ひつよう きてい  
避難行動要支援者本人に同意を得ることが必要であると規定されているため、  
しょめん ようしき いこう かくにん どうい え ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう  
書面（様式2）にて意向を確認し、同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を  
がいぶていきょう  
外部提供します。

だい ひなんこうどうようしえんしゃ せんていじょうけんちゅう がいとう ばあい  
また、第2-2-(1)の避難行動要支援者の選定条件中、2に該当する場合  
ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ どうさい きぼう かつ どうさいきぼう ひなんしえんとうかんけいしゃ  
避難行動要支援者名簿に登載を希望する方は、登載希望と避難支援等関係者への  
めいぼじょうほう がいぶていきょう かん どうい ふどうい かくにん ふく しょめん ようしき もうしで  
名簿情報の外部提供に関する同意・不同意の確認も含め書面（様式3）にて申出  
していただくことにしています。

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ きさいないよう へんこう ひなんしえんとう じっし  
さらに、避難行動要支援者名簿の記載内容の変更については、避難支援等の実施  
おお えいきょう めいぼじょうほう がいぶていきょう じしゅ  
に大きく影響するものであることから、名簿情報を外部提供している自主  
ぼうさいそしき ちょうないかい ひなんしえんとうかんけいしゃ ていきてき じょうほう つた  
防災組織や町内会などの避難支援等関係者に定期的にその情報を伝えます。

めいぼじょうほう とりあつか せつめいとう  
(2) 名簿情報の取扱い説明等

めいぼじょうほう ひとくせい たか こじんじょうほう ふく きさい こじんじょうほう  
名簿情報には、秘匿性の高い個人情報を含むため、記載された個人情報が  
むよう きょうゆう りよう がいとう ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう  
無用に共有、利用されないよう、該当する避難行動要支援者の名簿情報はその  
ちいき たんとう じしゅぼうさいそしき ちょうないかい ひなんしえんとうかんけいしゃ かぎ がいぶ  
地域を担当する自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者に限り外部  
ていきょう さい めいぼじょうほう とりあつか じょうほうかんり てきせつ はか  
提供し、それに際しては、名簿情報の取扱いや情報管理が適切に図られるよ

けんしゅうとう ひつよう せつめいとう おこな  
う、研修等において必要な説明等を行います。

- ひなんしえんとうかんけいしゃこじん しゅひぎむ さいがいたいさくきほんほう もと  
避難支援等関係者個人の守秘義務（災害対策基本法に基づく。）
- ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ せじょう ほかん かんり  
避難行動要支援者名簿の施錠による保管・管理
- ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ ひつよういじょう ふくせい せいげん  
避難行動要支援者名簿の必要以上の複製の制限
- ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ とりあつかいしゃ げんてい ていきょうさき だんたい ばあい  
避難行動要支援者名簿の取扱者の限定（提供先が団体の場合）
- ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう とりあつかいじょうきょう ほうこく  
避難行動要支援者の名簿情報の取扱状況の報告 ほか  
他

### (3) めいぼじょうほう がいぶていきょう じょうけん 名簿情報の外部提供の条件

じしゅほうさいそしき ちょうないかい ひなんしえんとうかんけいしゃ めいぼじょうほう がいぶていきょう  
自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者が名簿情報の外部提供を  
きぼう ばあい そしきない めいぼじょうほう がいぶていきょう う ごうい  
希望する場合は、その組織内で名簿情報の外部提供を受けることに合意が  
と しんせいしゃめい そしき だいひょうしゃ がいぶていきょう  
取れていることや、申請者名が組織の代表者であることなどが外部提供の  
じょうけん  
条件となります。

### (4) めいぼじょうほう がいぶていきょう なが 名簿情報の外部提供までの流れ

めいぼじょうほう がいぶていきょう じょうけん み じしゅほうさいそしき ちょうないかい ひなん  
名簿情報の外部提供の条件を満たす自主防災組織や町内会などの避難  
しえんとうかんけいしゃ がいぶていきょう どうい え ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう  
支援等関係者は、外部提供に同意を得た避難行動要支援者の名簿情報のうち、  
みづか たんとう ちいき めいぼじょうほう ほんし しよめん ようしき がいぶていきょう  
自らの担当する地域の名簿情報について本市に書面（様式4）で外部提供を  
しんせい こじんじょうほう とりあつか ひつよう けんしゅうとう さんか のち  
申請するとともに、個人情報情報の取扱いなどの必要な研修等に参加した後、  
こじんじょうほう ほご かん せいやくしよ ようしき ほんし ていしゅつ  
個人情報保護に関する誓約書（様式5）を本市に提出します。

ほんし せいやくしよ ていしゅつ う しんせい ちいき がいとう ひなんこうどう  
本市では、その誓約書の提出を受けて申請された地域の該当する避難行動  
ようしえんしゃ めいぼじょうほう しんせい ひなんしえんとうかんけいしゃ がいぶていきょう  
要支援者の名簿情報を申請した避難支援等関係者に外部提供します。

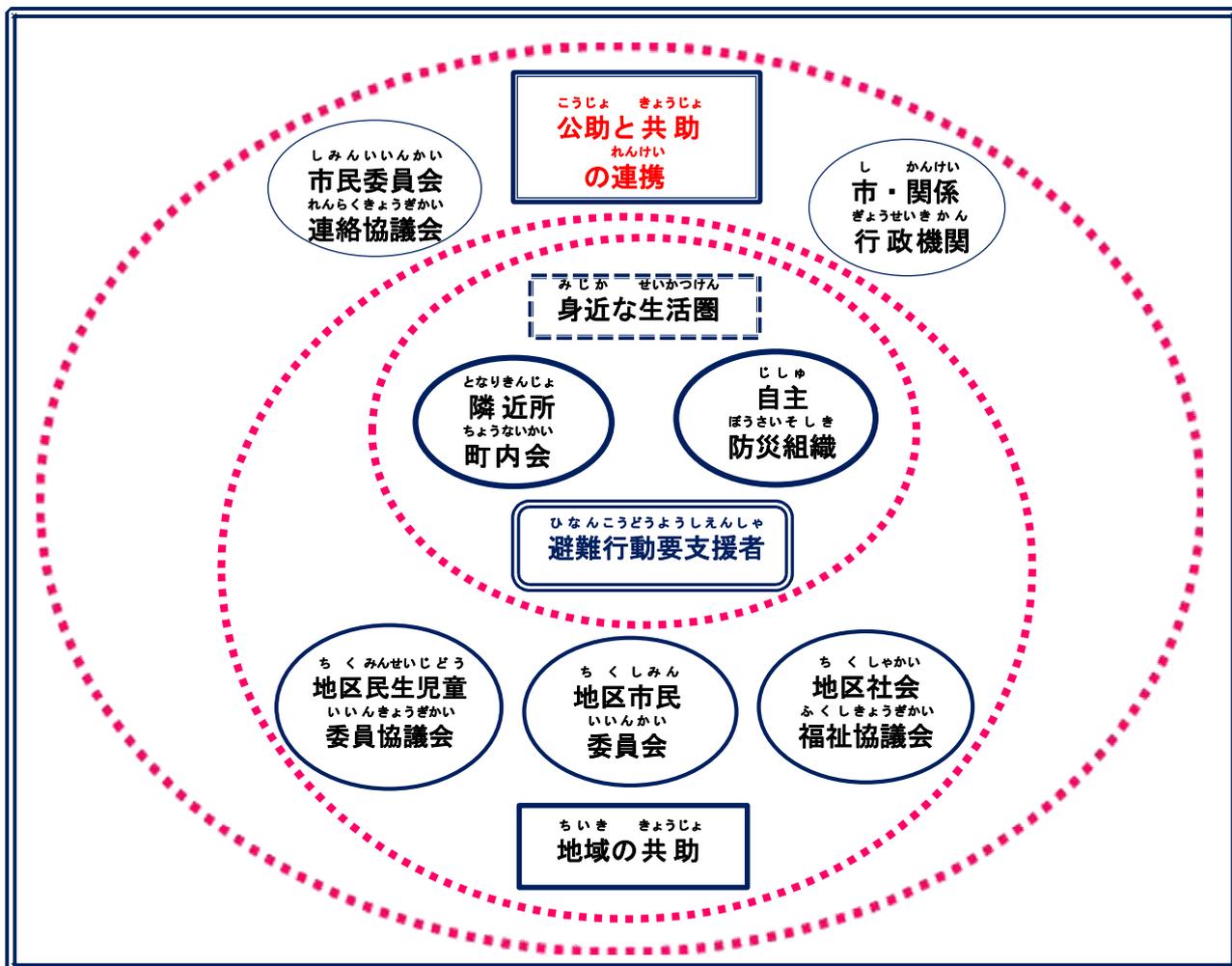
## 2 ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう さいがいじょうえんごしゃ じょうほう かんけい 避難行動要支援者の名簿情報と災害時要援護者情報の関係

じしゅぼうさいそしき ちょうないかい ちゅうしん さいがいじょうえんごしゃ たいしょうしゃ  
自主防災組織や町内会などが中心になり、災害時要援護者とする対象者に  
どうい え こじんじょうほう しゅうしゅう ひなんしえん たいせいづく すで すす  
同意を得ながらその個人情報収集し、避難支援の体制作りなどを既に進めて  
ちいき けいぞく ほんし がいぶていきょう めいぼじょうほう ひなん  
いる地域については、その継続として、本市が外部提供する名簿情報による避難  
こうどうようしえんしゃ ひなんしえんどう たいせいづく すす のぞ  
行動要支援者の避難支援等の体制作りを進めることがより望まれます。  
ばあい めいぼじょうほう がいぶていきょう う じしゅぼうさいそしき ちょうないかい ひなん  
この場合、名簿情報の外部提供を受ける自主防災組織や町内会などの避難  
しえんどうかんけいしゃ さいがいたいさくきほんほう もと しゅひぎむ しょう めいぼじょうほう  
支援等関係者にも災害対策基本法に基づく守秘義務が生じるため、名簿情報の  
とりあつか じょうほうかんり てきせつ はか あらた ひつよう せつめいとう おこな  
取扱いや情報管理が適切に図られるよう、改めて必要な説明等を行います。

だい ひなんこうどうようしえんしゃ しえんたいせいとう  
**第4 避難行動要支援者への支援体制等**

ひなん こうどう ようしえんしゃ しえん そしき  
**1 避難行動要支援者の支援組織**

さいがいじ ちよくご おお じゅうみん ふあん きも だ もよ  
 災害時には、その直後から、多くの住民が不安な気持ちを抱きながら最寄りの  
 ひなんじょ ひなん こんらん なか ひなんこうどうようしえんしゃ まわ ひと  
 避難所に避難します。そのような混乱の中では、避難行動要支援者は周りの人たち  
 きょうりよく じんそく ひなん こんなん けんじょう かた さいがいじ  
 の協力がなければ迅速な避難が困難となります。また、健全な方でさえ災害時  
 ふしょうとう みづか ひなん こんなん かとうせい かんが  
 には負傷等により、自らでは避難が困難となる可能性も考えられます。そうした  
 とき もつと たよ となりきんじょ ちいき ひと  
 時に最も頼りになるのは隣近所をはじめとした地域コミュニティの人たちです。  
 ひなんこうどうようしえんしゃ しえんそしき ひなんしえんとうかんけいしゃ じしゅぼうさいそしき  
 そこで、避難行動要支援者の支援組織となる避難支援等関係者は、自主防災組織  
 となりきんじょ ちょうないかい きほんたんい ちくしみん  
 や隣近所のつながりからなる町内会などを基本単位として、さらに地区市民  
 いいんかい ちくみんせいじどういいんきょうざいかい ちくしゃかいふくしきょうざいかいとう れんけい きょうりよく  
 委員会、地区民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会等により、連携・協力し  
 ひなんしえんとう すす ひつよう  
 て避難支援等を進める必要があります。



2 地域における連携

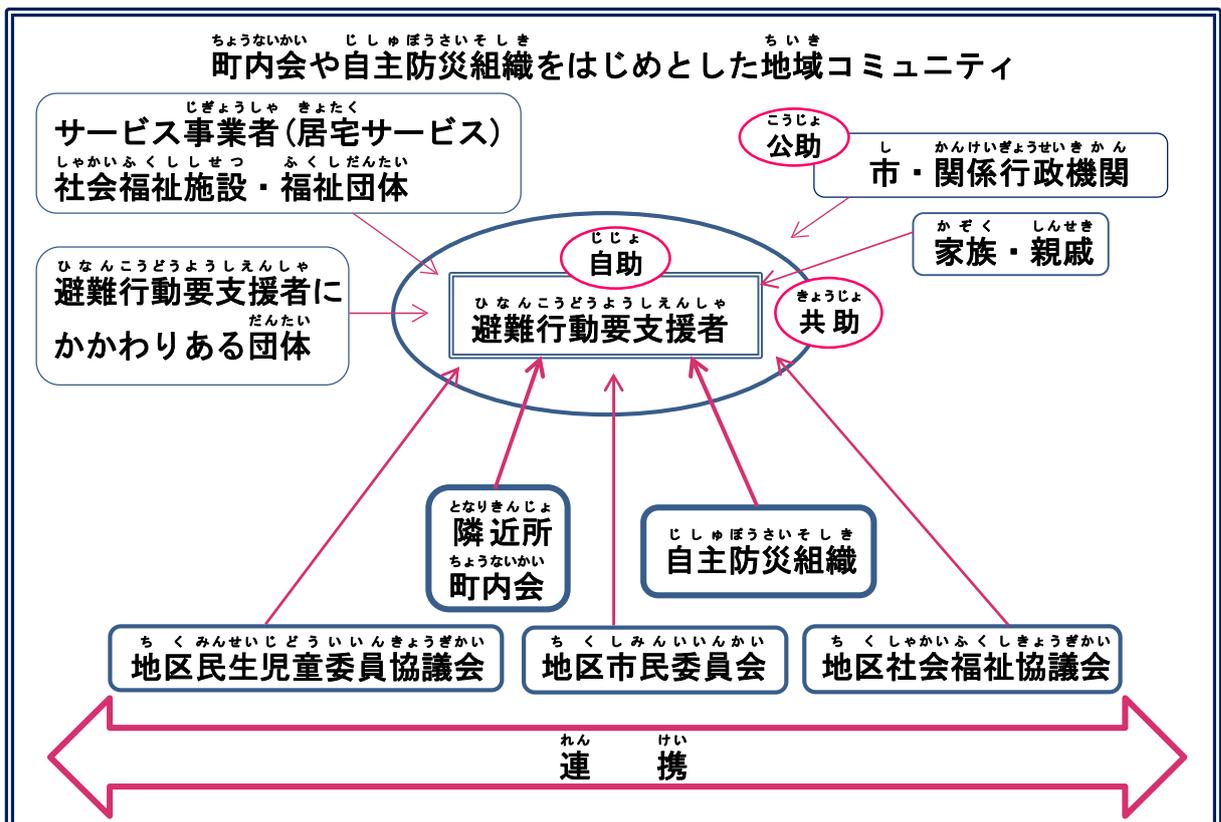
(1) 身近なかかわり

町内会の清掃や会合などの行事等を通じて、最も身近な共助である隣近所における交流を積極的に深め、いざという時にお互いがどのような共助(避難支援、安否確認等)ができるか話し合うなどの自主的な取組が大切です。

災害時に避難する場合には、避難行動要支援者はもとより、隣近所に要配慮者等が、まだ自宅などに残っている時は声を掛けて避難所に誘導するという支援も必要です。

(2) 避難支援等関係者の連携

災害時には、避難行動要支援者の身近な生活圏における避難支援等関係者である自主防災組織や町内会などの支援組織が避難支援等の中心となって活動することになりますが、そのためには、避難行動要支援者の避難支援等を個別具体的に策定する必要があるため、地区市民委員会、地区民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会等を含めた地域の避難支援等関係者全体での連携が必要です。



### 3 平常時の支援

#### (1) 避難行動要支援者の名簿情報の活用と守秘義務

##### ア 個別避難支援計画の策定

さいがいじ ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんとう てきかく じっし だれ かのう  
災害時に避難行動要支援者の避難支援等を的確に実施するためには、誰（可能  
かぎ ふくすう ひなんしえんとうかんけいしゃ だれ ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんとう じっし  
な限り複数の避難支援等関係者）が、誰（避難行動要支援者）の避難支援等を実施  
し、どこ（避難所等）に避難させるかなどを、調整役となる避難支援等関係者  
ちゅうしん めいぼじょうほう がいぶていきょう どうい ひなんこうどうようしえんしゃ  
を中心にして、名簿情報を外部提供することに同意した避難行動要支援者  
ほんにん ひなんしえんとうかんけいしゃ はな あ こべつ ひなんしえんけいかく ようしき さくてい  
本人と避難支援等関係者が話し合っ個別に避難支援計画（様式7）を策定し、  
ひなんじょう ぼしょ ひなんけいろ かくにん じょうほう もと じんそく てきかく ひつよう  
避難所等の場所や避難経路を確認し、これらの情報を基に迅速・的確に必要な  
ひなんしえんとう じゅうよう  
避難支援等ができるようにしておくことが重要です。

ちようせいやく ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんとう  
また、調整役となる避難支援等関係者は、避難行動要支援者と避難支援等を  
じっし ひなんしえんとうかんけいしゃ うちあわ ちようせい じっこうせい こべつひなんしえん  
実施する避難支援等関係者の打合せの調整など、実効性のある個別避難支援  
けいかく さくてい かん ちようせい おこな つと  
計画の策定に関する調整を行うよう努めます。

じょうほう ひとくせい たか こじんじょうほう ふく ていきょう  
しかし、これらの情報には秘匿性の高い個人情報が含まれており、提供を  
う もの しゅひぎむ とりあつか ちゅうい ひつよう  
受けた者には守秘義務があり、取扱いには注意が必要です。

##### イ 個別避難支援計画の記載事項

こべつひなんしえんけいかく きさい ひなんこうどうようしえんしゃ じょうほう ひなんこうどう  
個別避難支援計画に記載する避難行動要支援者の情報は、避難行動  
ようしえんしゃめいぼ きさい じょうほう くわ  
要支援者名簿に記載されている情報に加え、

- (ア) さいがいじ ひなんしえんとう おこな もの  
災害時に避難支援等を行う者
  - (イ) ひなんしえんとう おこな あ りゅういてん  
避難支援等を行うに当たっの留意点
  - (ウ) ひなんしえんとう ほうほう ひなんじょう ひなんけいろ  
避難支援等の方法や避難所等、避難経路
  - (エ) きんきゅうれんらくさき  
緊急連絡先
- きろく つと  
などを記録するよう努めます。

こべつひなんしえんけいかく ていきょう きょうゆう  
ウ 個別避難支援計画の提供と共有

さくてい こべつひなんしえんけいかく げんぼん ひなんしえんとうかんけいしゃ ほかん ふくぼん  
策定した個別避難支援計画の原本は避難支援等関係者が保管し、その副本を  
ほんしおよ ひなんこうどうようしえんしゃほんにん ていきょう じょうほう きょうゆう  
本市及び避難行動要支援者本人に提供していただき、情報を共有します。

ぼうさいくんれんとう  
(2) 防災訓練等

さいがいずじょうくんれん でいぐ  
ア 災害図上訓練(DIG)

ちいき じゅうみん さんか ちず かこ そうてい さいがい じょうけん せつてい  
地域の住民が参加して、地図を囲みながら、想定される災害の条件を設定  
ずじょうくんれん おこな ずじょうくんれん ひかくてき てがる じっし  
し、図上訓練を行います。図上訓練は比較的、手軽に実施することができ、ま  
さんかしゃ さいがいぜんたい きょうゆう じゅうみん ぼうさいいしき  
た、参加者が災害全体のイメージを共有できることから、住民の防災意識を  
たか ゆうこう てだ ひなんゆうどう かんけいきかん れんらく ぎろん  
高める有効な手立てであり、避難誘導や関係機関との連絡などについて、議論  
か ちいき じゅうみん  
を交わすことで、地域コミュニティにおける住民のネットワークづくりに  
やくだ きたい  
役立つことが期待できます。

ぼうさいくんれん  
イ 防災訓練

じしゅぼうさいそしき ちょうないかい ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんしえんとう てきかく  
自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者が避難支援等を的確に  
おこな ひなんこうどうようしえんしゃ さんか ぼうさいくんれん おこな じょうほうでんたつ  
行うために、避難行動要支援者も参加して防災訓練を行い、情報伝達、  
ひなんしえんとう じっさい きのう かくにん  
避難支援等について実際に機能するかなどを確認しておきます。  
とく しかくしょうがいしゃ ばあい ひなんけいろ ある かくにん くるま  
特に、視覚障害者の場合は、避難経路を歩いて確認することや、車いすで  
いどう ひつよう ばあい ひなんじょう あいだ とお ぼしょ  
の移動が必要な場合は、避難所等までの間に通れない場所がないかどうかなど  
かくにん  
も確認しておきます。  
せきせつき どうろじょうきょう かくにん じゅうよう  
また、積雪期における道路状況の確認も重要です。

ぼうさい  
ウ 防災マップづくり

じしゅぼうさいそしき ちょうないかい ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんこうどうようしえんしゃ  
自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者が避難行動要支援者のより  
あんぜん かくじつ ひなんしえんとう じっし じっさい じぶん ちいき したら  
安全で確実な避難支援等を実施するためには、実際に自分たちの地域を調べて  
ぼうさい さくせい ちいき きけんかしよ あんぜん ひなんけいろ はあく  
防災マップを作成し、地域の危険箇所や安全な避難経路を把握しておくことが

ふ かけつ  
不可欠です。

ぼうさいくねんれん つう てんけん かくにん ないよう はんえい ちいき はいふ  
また、防災訓練を通じて点検・確認した内容も反映して地域に配付すること  
ぼうさいいしき たか きたい  
で、より防災意識を高めることが期待できます。

## さいがいじ しえん 4 災害時の支援

- ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんとう ひつよう う もの とくちょう さいがいじ しえん  
(1) 避難行動要支援者や避難支援等が必要となり得る者の特徴と災害時の支援  
ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんとう ひつよう う もの とくちょう さいがいじ もと  
避難行動要支援者や避難支援等が必要となり得る者の特徴と災害時に求めら  
しえんないよう れいじ じっさい ひなんしえんとう おこな さい いちりつ かんが  
れる支援内容を例示していますが、実際に避難支援等を行う際は、一律に考え  
ひとり じょうきょう りかい てきせつ ひなんしえんとう おこな  
るのではなく、一人ひとりの状況を理解し、適切な避難支援等を行うことが  
じゅうよう  
重要です。

### こうれいしゃ ア 高齢者

#### ひとりぐ こうれいしゃ (ア) 一人暮らし高齢者

- さいがいじ みずか ほんだん ひなん ひと おお ちいき  
災害時に自ら判断し、避難することができる人も多いですが、地域との  
うす ばあい さいがい ひなん かん じょうほうとう はあく おく  
つながりが薄い場合があり、災害や避難に関する情報等の把握が遅れるこ  
とがあります。
- さいがい ひなん かん じょうほうとう じんそく つた ひつよう おう ひなんゆうどう  
災害や避難に関する情報等を迅速に伝え、必要に応じて避難誘導しま  
す。

#### ようかいごこうれいしゃ (イ) 要介護高齢者

- しょくじ はい いふく ちゃくだつ にゆうよくとう にちじょうせいかつ おく うえ かいじょ ひつよう  
食事や排せつ、衣服の着脱、入浴等の日常生活を送る上で介助が必要  
じりき ひなん こんなん ばあい おお  
であり、自力で避難することが困難な場合が多いです。
- とく ね とう ようかいごこうれいしゃ ひなん さい くるま  
特に、寝たきり等の要介護高齢者が避難する際は、車いすやストレッチ  
たんか とう いどうようぐ ひつよう ばあい  
ャー、担架、リヤカー等の移動用具が必要となる場合があります。
- いりよう かいご ふくやく じょうきょうとう はあく ひつよう  
医療や介護サービス、服薬の状況等を把握しておく必要があります。

#### にんちしょうこうれいしゃ (ウ) 認知症高齢者

- 現 状を説明しても忘れてしまうことがあるため、頻 繁に声かけをする  
必要があります。
- 自 ら判断をすることや、状 況に応じた適切な行動をとることが困難  
な場合があります。
- 環 境の変化による不安感等から、幻 覚を見たりや徘徊(はいかい)したり  
することがあるため、見守りながら避難支援等を行 う必要があります。
- 精神的に不安定にならないように、できるだけ普段と同じ調子で接する  
ように心がけ、安 心できる言葉をゆっくりかけ続けたり、スキンシップを  
図ったりして気分を落ち着かせながら避難誘導します。
- 医 療や介護サービス、服 薬の状 況等を把握しておく必要があります。
- 可 能な範囲で認知症高齢者の特性を理解した人が支援することが必要で  
す。
- 避 難する場合は、名 前や住 所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につ  
けさせます。

## イ 身体障害者

### (ア) 視覚障害者

- 災 害や避難に関する情 報等を視覚から取得することが困難です。
- 住 み慣れた地域でも災害時には状 況が一変するため、いつでもおりの  
行 動をとることができない場合があります。
- 視 覚障害者を見かけたら声をかけ、困 っていることを尋ねます。
- 音や言葉により、災 害や避難に関する情 報等を伝え、避難誘導する際  
は、杖を持っていない手の肘の上をつかみ、階 段などの段差に気を配りな  
がら、ゆっくりと歩きます。
- 盲 導犬と一緒に場合は、直 接盲導犬に触れたり、引 張ったりせず、  
盲 導犬の反対側の腕をつかみ、避難誘導します。

### (イ) 聴覚障害者・言語障害者

- おんせい ひなんゆうどうとう じっし こんなん ばあい 音声による避難誘導等の実施が困難な場合があります。
- しかいがい いへん きけん さっち こんなん ばあい 視界外の異変・危険の察知が困難な場合があります。
- じぶん じょうきょうとう おんせい かいわ つう あいて つた こんなん 自分の状況等を音声による会話を通じて相手に伝えることが困難です。
- も じ え くみあ ひつだん しゅわ みぶ どう め み ほうほう 文字や絵を組み合わせるなどした筆談や手話、身振り等の目に見える方法  
さいがい ひなん かん じょうほうとう つた で災害や避難に関する情報等を伝えます。
- くち うご ことば よ と ばあい かいわ とき しょうめん くち 口の動きで言葉を読み取れる場合もあるので、会話する時は正面から口  
おお うご を大きくはっきり動かします。
- ひつだん じょうじ ひつきようぐ けいたい いつでも筆談ができるように、常時、筆記用具を携帯します。

(ウ) 肢体不自由者

- ほそうぐ くるま つえとう りよう じりき ひなんこうどう こんなん ばあい 補装具や車いす、杖等を利用しなければ、自力での避難行動が困難な場合があります。
- ひなん さい くるま たんか どう いどうようぐ 避難する際は、車いすやストレッチャー、担架、リヤカー等の移動用具  
ひつよう ばあい が必要となる場合があります。
- いりよう しょうがいふくし ふくやく じょうきょうとう はあく ひつよう 医療や障害福祉サービス、服薬の状況等を把握しておく必要があります。

(エ) 内部障害者

- じりきほこう すばや ひなんこうどう こんなん ばあい 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。
- がいけんじょう しょうがい わ ばあい 外見上からは障害があることが分からない場合があります。
- ひなん さい じょうじしょう いりようき き じんこうこきゅうき さんそ 避難する際は、常時使用している医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベな  
いやくひんとう ひつよう ど）や医薬品等も必要となります。
- ひなん さい くるま たんか どう いどうようぐ 避難する際は、車いすやストレッチャー、担架、リヤカー等の移動用具  
ひつよう ばあい が必要な場合があります。
- いりよう しょうがいふくし ふくやく じょうきょうとう はあく ひつよう 医療や障害福祉サービス、服薬の状況等を把握しておく必要があります。

ウ 知的障害者

- じぶん きけん ほんだん こうどう こんなん ばあい 自分で危険を判断し、行動することが困難な場合があります。

- 急激な環境の変化により精神的な動揺がみられる場合があります。
- 精神的に不安定にならないように、できるだけ普段と同じ調子で接するよ  
うに心がけ、安心できる言葉をゆっくりかけ続けたり、スキンシップを  
図ったりして気分を落ち着かせながら避難誘導します。
- 言葉が理解されない場合は、手を引いて避難誘導します。
- 避難する際は、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につけさ  
せます。

## エ 発達障害者

- 発達障害とは、発達障害者支援法で、「自閉症、アスペルガー症候群  
その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに  
類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するも  
のとして政令で定めるもの」と定義されています。
- 急激な環境変化への対応が難しいことが多く、状況判断ができないた  
めに、パニック、フリーズ状態に陥る場合があります。
  - 言葉だけでは、災害の怖さや避難の必要性などをイメージしたり、理解し  
たりすることができない場合があります。
  - 感覚が過敏なために、集団の中に入れなかったり、子どもの声や泣き声で  
パニックになったりする場合や、反対に感覚の鈍さがあり、出血しても平気  
でいたり痛みを訴えたりしない場合があります。
  - 精神的に不安定にならないように、できるだけ普段と同じ調子で接するよ  
うに心がけ、安心できる言葉をゆっくりかけ続けたり、スキンシップを  
図ったりして気分を落ち着かせながら避難誘導します。
  - 行き先を伝えながら避難誘導します。
  - 避難する際は、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につけさ  
せます。

## オ 精神障害者

- 災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合がありますが、多くは自分で危険を判断し、行動することができます。
- 避難する際は服用中の薬が必要となります。
- 精神的動揺が激しくなる場合があるので、できるだけ普段と同じ調子で接するように心がけ、安心できる言葉をゆっくりかけ続けたり、スキンシップを図ったりして気分を落ち着かせながら避難誘導します。
- 避難する際は、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につけさせます。

## カ 乳幼児

- 乳児は、欲求等を言葉で訴えることができず、哺乳や排せつ、就寝、衣服の着脱など、生活全般での介助が必要です。
- 幼児は、基本的な生活習慣が確立してきていますが、一定の介助が必要です。
- 抱っこひもやスリング、おぶりひも等を利用して乳幼児を避難させる場合は、足元が見えにくくなるため、注意が必要です。
- 幼児が避難する場合は、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につけさせます。

## キ 妊産婦

- 行動機能が低下していますが、自分で判断し、行動することができます。
- 妊娠初期は、外見上では分かりにくいことから、周囲の配慮が必要です。
- 妊娠中・後期では、腹部で足元が見えにくかったり、身体が思うように動かなかつたりします。
- 自力で移動できる人が多いですが、走ることや重いものを持ちながらの避難行動に制約を受けるので、荷物を持つなどの支援が必要です。

がいこくじん  
ク 外国人

- 日本語が理解できない場合があります、情報の収集や伝達を十分に行うことができないことや、災害時の用語などが理解できないことも多くあります。
- 多言語による情報の提供や、相談をできる人の確保が必要です。
- 日本語の理解が十分ではない外国人を避難させる場合は、行き先や避難誘導を行う人に付いていくこと、避難所で指示に従うことを前もって伝え、避難行動中の不要な混乱を避けるよう留意することが必要です。
- 必要な持ち物（特に、パスポート、特別永住者証明書、在留カード、宗教的・文化的な儀礼に関するもの）を持参するように伝える一方で、所持している荷物を最小限に減らす必要があることを伝えます。

りょこうしゃ  
ケ 旅行者

- 土地勘が無く、避難所等への誘導が必要です。
- 移動等により、災害や避難に関する情報等を把握することが困難な場合があります。
- 旅行者等から、災害や避難に関する情報等の提供を求められた場合、避難所等の情報を伝え、必要に応じて避難誘導します。

さいがいべつ ひなんこうどうようしえんしゃ たいおうどう ちが  
(2) 災害別による避難行動要支援者への対応等の違い

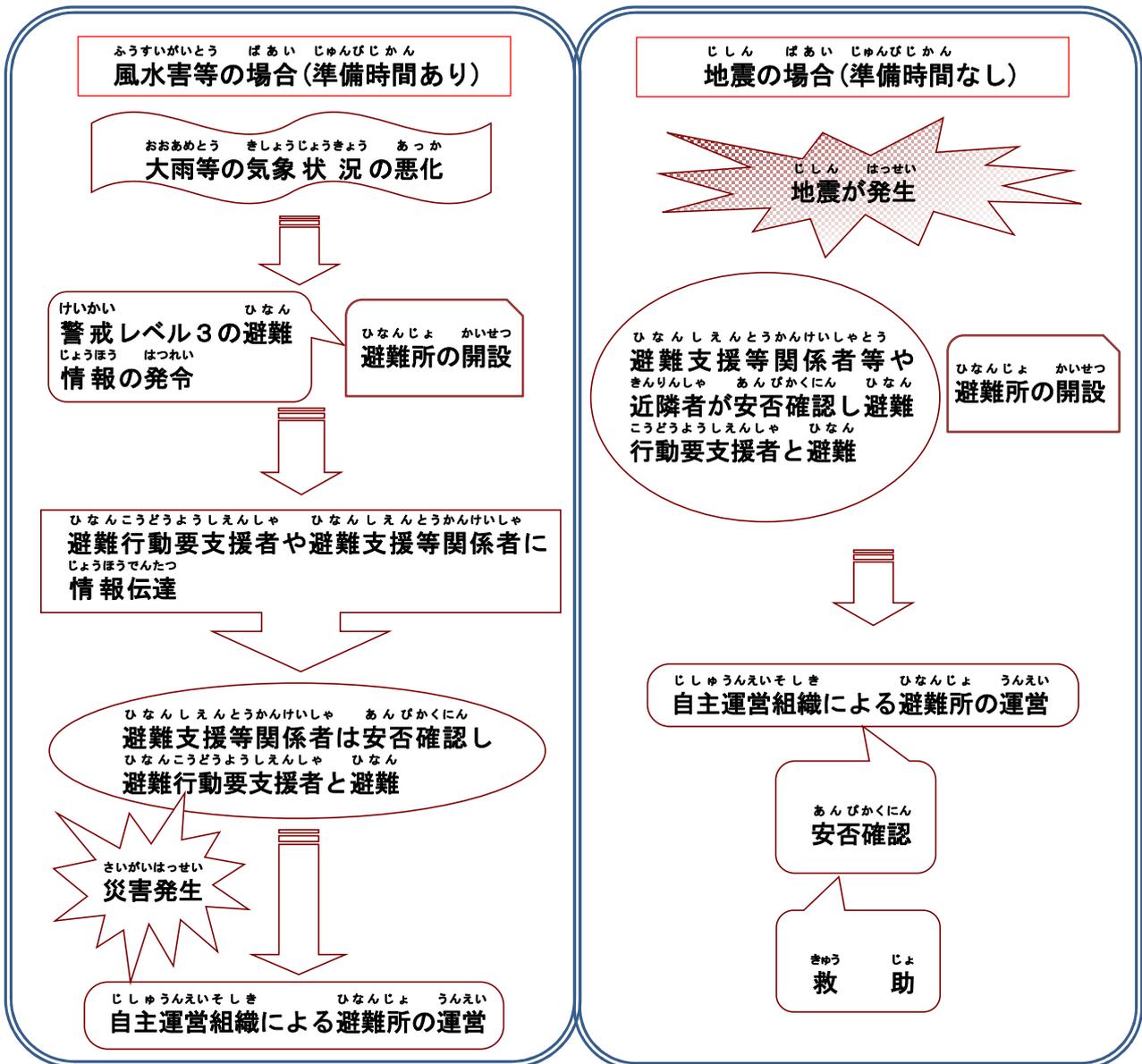
たいふう こうずい ふうすいがいどう ばあい じしん ばあい ひなんしえんとう とりくみてじゅん  
台風や洪水などの風水害等の場合と地震の場合では、避難支援等の取組手順や  
たいおう こと  
対応が異なります。

つぎ ず ふうすいがいどう ばあい こうれいしゃとうひなん けいかい  
次の図のイメージのように、風水害等の場合は、高齢者等避難（警戒レベル3）  
ひなん し じ けいかい はつれい ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんこうどう  
や避難指示（警戒レベル4）などの発令で避難支援等関係者による避難行動  
ようしえんしゃ ひなんこうどう かいし じぜん たいおう かのう  
要支援者の避難行動が開始されるなど、事前の対応が可能です。

いっぼう じしん とつぱつてき さいがい ばあい しょどうき ひなんこうどう  
一方、地震などの突発的な災害の場合は、初動期の避難行動はいうまでもなく、  
じょうきよう あんびかくにん ひさいしゃ きゅうえんかつどう ちゅうしん  
状況によっては、安否確認や被災者の救援活動が中心になることが

かんが  
考えられます。

ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんとう あ  
避難行動要支援者の避難支援等に当たっては、こうした災害による対応等の  
ちが し ひつよう  
違いも知っておく必要があります。



ひなんじやうほう はつれい でんたつほうほうとう  
(3) 避難情報の発令・伝達方法等

さいがいはっせい また はっせい ばあい ほんし ひさい そうてい  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市は、被災が想定される  
ちいき じゅうみんとう たい ひなん かん じやうほう とく こうずい どしゃさいがい  
地域の住民等に対して、避難に関する情報（特に、洪水・土砂災害については  
ひなんかんこくとう ほんだん でんたつ もと しこうほうしゃ  
「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づく。）を、市広報車、ホームペー  
ジ・緊急速報メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、

かくほうそうきかん がいとほうそうとう さまざま じょうほうでんたつ  
各放送機関，ケーブルテレビ・コミュニティFM，街頭放送等の様々な情報伝達

しゅだん かつよう ひなんじょ かいせつじょうほう あわ し  
の手段を活用し，避難所の開設情報と併せてお知らせします。

ひなん かん じょうほう つぎ ひょう しめ じょうきょう おう こうれいしゃとうひなん  
避難に関する情報には，次の表に示すように，状況に応じて，高齢者等避難

けいかい ひなんこうどうようしえんしゃひなん ひなんしじ けいかい  
(警戒レベル3) (避難行動要支援者避難)，避難指示(警戒レベル4)，

きんきゅうあんぜんかくほ けいかい だんかい はつれい けいかい たいしょう  
緊急安全確保(警戒レベル5)の3段階の発令があり，警戒レベルごとに対象

ちいき じゅうみん こうどう ちが けいかい  
となる地域の住民がとるべき行動には違いがありますが，警戒レベル4までに，

かなら ひなん  
必ず避難となっております。

けいかい いちらん  
【警戒レベルの一覧】

けいかい 警戒 レベル	じょうきょう 状況	じゅうみん こうどう 住民がとるべき行動	こうどう うなが じょうほう 行動を促す情報
5	さいがい はつせいまた せつぱく 災害発生又は切迫	いのち きけん ただ あんぜんかくほ 命の危険 直ちに安全確保！	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保
けいかい かなら ひなん ～～警戒レベル4までに必ず避難～～			
4	さいがい たか 災害のおそれ高い	きけん ばしょ ぜんいんひなん 危険な場所から全員避難	ひなんしじ 避難指示
3	さいがい 災害のおそれあり	きけん ばしょ こうれいしゃとう ひなん 危険な場所から高齢者等は避難	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難
2	きしょうじょうきょうあつか 気象状況悪化	みずか ひなんこうどう かくにん 自らの避難行動を確認	おおあめ こうずい たかしおちゅういほう 大雨・洪水・高潮注意報  きしょうちょうはつびょう (気象庁発表)
1	こんごきしょうじょうきょうあつか 今後気象状況悪化 のおそれ	さいがい こころがま たか 災害への心構えを高める	そうきちゅういじょうほう 早期注意情報  きしょうちょうはつびょう (気象庁発表)

こうずい どしゃさいがい しぜんげんしょう ふそく じたいとう そうてい ばあい  
※ 洪水や土砂災害などの自然現象により不測の事態等が想定される場合，  
つうじょう た の ひなん とく どしゃさいがい た の ひなん げんそく すで  
通常は立ち退き避難(特に土砂災害では立ち退き避難が原則)ですが，既に  
いちじる ぼうふうらう しんすい はじ やかん あしもと み  
著しい暴風雨や浸水が始まっていたり，夜間で足元がよく見えないなど，  
ひなんじょう た の ひなん きけん ばあい きんきゅうてき たいひ きんりん  
避難所等への立ち退き避難がかえって危険な場合は，緊急的な待避(近隣の  
あんぜん ばしょ たかだいとう あんぜん たてもんどう かいじょう ひなん おくない じたく  
り安全な場所(高台等)，より安全な建物等(2階以上)への避難)や屋内(自宅  
とう あんぜん ばしょ いどう どしゃさいがい かいじょう しゃめん けいりゅう  
等)でもより安全な場所への移動(土砂災害では，2階以上の斜面・溪流か

はな ばしよ み あんぜん かくほ  
らできるだけ離れた場所)で身の安全を確保します。

ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんしえんとう あんぜんかくほとう  
(4) 避難支援等関係者の避難支援等と安全確保等

ひなんしえんとうかんけいしゃ こうれいしゃとうひなん けいかい じょうほう はあく ばあい  
避難支援等関係者は、高齢者等避難(警戒レベル3)の情報把握した場合、  
めいぼじょうほう こべつひなんしえんけいかく もと ひなんしえんとう じっし ひなんこうどうようしえんしゃ  
名簿情報や個別避難支援計画に基づき避難支援等を実施し、避難行動要支援者  
あんぜん ばしよ ひなんじょ あんぜん じしゅひなんさき しんせき ちじんたく りよかんとう  
を安全な場所(避難所、安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等))  
た の ひなんまた おくないあんぜんかくほ あんぜん じたくとう  
へ立ち退き避難又は屋内安全確保(安全な自宅等)させます。

さいがいじ ひなんしえんとうかんけいしゃほんにん かぞくとう せいめい しんたい  
しかし、災害時には、まず避難支援等関係者本人やその家族等の生命や身体  
あんぜん かくほ だいぜんてい ひがしにほんだいいんさい けいけん  
の安全が確保されることが大前提であり、さらに、東日本大震災の経験からも、  
ひなんしえんとうかんけいしゃ きがい およ じょうきょう ひなんしえんとう こんなん  
避難支援等関係者に危害が及ぶような状況においては避難支援等が困難であ  
ちいき ひなんしえんとうかんけいしゃ あんぜんかくほ づく  
るおそれもあるため、地域において、避難支援等関係者の安全確保のルール作り  
じゅうよう  
が重要です。

さいがい じょうきょう ひなんしえんとうかんけいしゃ ぜんりよく たす  
そして、災害の状況によっては、避難支援等関係者が全力で助けようと  
ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんしえんとう かのうせい ひなん  
しても、避難行動要支援者への避難支援等ができない可能性もあることを避難  
こうどうようしえんしゃほんにん せつめい りかい え ひつよう  
行動要支援者本人に説明し、理解を得る必要があります。

ふどういしゃ ひなんしえんとう  
(5) 不同意者への避難支援等

ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう がいぶていきょう  
ア 避難行動要支援者の名簿情報の外部提供

さいがいじ ひなんこうどうようしえんしゃ せいめいおよ しんたい まも とく ひつよう  
災害時に、避難行動要支援者の生命及び身体を守るために、特に必要があ  
ばあい へいじょうじ めいぼじょうほう がいぶていきょう どうい うむ  
る場合には、平常時から名簿情報を外部提供することへの同意の有無に  
かか ひなんしえんとう じっし ひつよう げんど ひなんしえんとうかんけいしゃとう  
関わらず、避難支援等を実施することに必要な限度で、避難支援等関係者等  
めいぼじょうほう がいぶていきょう  
に名簿情報を外部提供します。

たと ふうすいがいと ひなん じかんてきよゆう ばあい ほんし ひなんしえん  
例えば、風水害等で避難に時間的余裕がある場合には、本市では避難支援  
とうかんけいしゃとう たい どうい ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう  
等関係者等に対し、同意していない避難行動要支援者についての名簿情報も  
がいぶていきょう かのう はんい ひなんしえんとう おこな きょうりよく もと  
外部提供し、可能な範囲で避難支援等を行うよう協力を求めます。

さいがいじ むじょうけん めいぼじょうほう がいぶていきょう みと  
ただし、災害時であれば無条件に名簿情報の外部提供が認められるもの  
たと おおあめ かせん ほんらん ばあい しんすい  
ではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがあるとした場合に、浸水

かのうせい ちいき きょじゅう ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう いちりつ  
する可能性がない地域に居住する避難行動要支援者の名簿情報まで一律に  
がいぶていきょう こじんじょうほう ほご かんてん おこな  
外部提供することは個人情報保護の観点から行いません。

よそう さいがいしゅべつ きぼ よそうひさいちいき ちりてきじょうけん かこ  
そのため、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の  
さいがいけいけんとう そうごうてき かんが てきせつ はんい ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼ  
の災害経験等を総合的に考え、適切な範囲の避難行動要支援者の名簿  
じょうほう がいぶていきょう  
情報を外部提供します。

だいさいがいじ じえいたい きんきゅうしょうぼうえんじょたい けいさつとう おうえんぶたい  
また、大災害時には、自衛隊、緊急消防援助隊、警察等からの応援部隊  
しえん う ばあい もの めいぼじょうほう がいぶていきょう  
などによる支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を外部提供  
します。

## イ 情報漏洩の防止

さいがいじ ほんにん どうい うむ かか きんきゅう めいぼじょうほう がいぶていきょう  
災害時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供  
ばあい ちいきぼうさいけいかく さだ ひなんしえんとうかんけいしゃ  
する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者の  
へいじょうじ めいぼじょうほう ほゆう もの たい がいぶていきょう  
みならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても外部提供す  
え  
ることがあり得ます。

もの めいぼじょうほう とりあつか じょうほうかんり てきせつ はか  
そのため、これらの者が名簿情報の取扱いや情報管理を適切に図るよ  
だい きさい めいぼじょうほう とりあつか せつめいとう もと しどうとう  
う、第3-1-1(2)で記載した名簿情報の取扱い説明等を基にした指導等の  
めいぼじょうほう はいき へんきゃくとう じょうほうろうえい ぼうし ひつよう そち  
ほか、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏洩の防止のために必要な措置を  
しどう  
指導します。

## (6) 安否確認の実施

ひなんこうどうようしえんしゃ じゅうきよ ひがい ひなんこうどうようしえんしゃほんにん ぶじ  
避難行動要支援者の住居に被害がなく、避難行動要支援者本人が無事であつ  
かいごしゃ ほごしゃ がいしゅつさき ひさい ゆくえふめい せいかつ  
ても、介護者や保護者が外出先で被災したり、行方不明になったりして、生活  
しえん もの かのうせい じょうきょう  
の支援をする者がいなくなってしまう可能性もあります。そのような状況やラ  
ていし ばあい たす ひなんこうどうようしえんしゃ  
イフラインの停止などの場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、  
ご じりきせいぞん こんなん  
その後の自力生存が困難となつてしまいます。

あんびみかくにん ひなんこうどうようしえんしゃ ばあい ひなんこうどう  
そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、避難行動  
ようしえんしゃめいぼ かつよう あんびかくにん すす おうとう ばあい ひつよう ばあい  
要支援者名簿を活用し、安否確認を進め、応答がない場合や必要がある場合に

ほんし たんとうしょくいん ちいき きょうりよく え じょうきょう はあく ひなんじょ  
は、本市の担当職員や地域の協力を得るなどして状況を把握し、避難所  
とう いどうとう ひつよう しえん おこな すく いのち うしな  
等への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないようにします。

さいがいじ ふ あんぴかくにん がいぶ いたく  
また、災害時のマンパワーを踏まえると、安否確認を外部に委託することも  
そうてい てきせつ あんぴかくにん かんが ふくしじぎょうしゃ  
想定されることから、適切な安否確認がなされると考えうる福祉事業者、  
しょうがいしゃだんたい みんかん きぎょう だんたいとう じぜん あんぴかくにん かん きょうてい ていけつ  
障害者団体、民間の企業や団体等と事前に安否確認に関する協定を締結す  
ることや、きんねん さいがい どう ふくし ていきょうしゃ  
近年の災害において、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者が  
ちゅうしん たんとうりようしゃ あんぴ きょじゅうかんきょうとう かくにん へんこう  
中心となって担当利用者の安否や居住環境等を確認し、ケアプランの変更、  
きんきゅうにゅうしょとう たいおう おこな じゅうよう やくわり にな  
緊急入所等の対応を行うなど、重要な役割を担っていることもあることか  
ら、ふくし ていきょうしゃ れんけい みつ はか けんとう  
これらの福祉サービス提供者との連携を密に図っていくことも検討してい  
きます。

だい ひなんじょいこう たいおう  
第5 避難所以降の対応

ひなん こうどう ようしえんしゃ とう うけい  
1 避難行動要支援者等の受入れ

ふくしひなんじょ にゆうしよ  
(1) 福祉避難所への入所

ひなんじょ せきにしや ひなん ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼじょうほう ひなん  
避難所の責任者は、避難してきた避難行動要支援者を名簿情報とともに避難  
しえんとうかんけいしや ひきつ た ようはいりよしや はあく  
支援等関係者などから引継ぎ、また、その他の要配慮者についても把握します。

かたがた ひなんじょ せいかつかんきょう はいりよ ひつよう  
このような方々は、避難所においてスペースや生活環境などに配慮が必要とな  
ることも多くありますが、さらに、一般の避難所での配慮では、生命や健康に支障  
おお いっぱん ひなんじょ はいりよ せいめい けんこう ししょう  
を来す場合もあるため、必要により「地域の身近な福祉避難所」や「地域の拠点的  
きた ばあい ひつよう ちいき みちか ふくしひなんじょ ちいき きよてんてき  
な福祉避難所」に優先順位を考慮して入所させ、平常時に受けていたサービス  
ふくしひなんじょ ゆうせんじゆんい こうりよ にゆうしよ へいじょうじ う  
や支援などに少しでも近づくように努めます。  
しえん すこ ちか つと

ひなんばしよ ひなんじょ いそう  
(2) 避難場所から避難所への移送

ひなんせいかつ かのう ひなんじょいがい ひなんばしよとう ひなん ひなんこうどうようしえんしゃ  
避難生活の可能な避難所以外の避難場所等に避難した避難行動要支援者や  
た ようはいりよしや ひつよう ひなんじょ いそう さい しゆうしや さいがいじ しゃりよう  
その他の要配慮者を必要な避難所に移送する際には、市有車や災害時の車両  
かりあ きょうてい ていけつ たいおう  
借上げについての協定を締結しているバスやレンタカーなどで対応します。

ひなんじょ じしゆ うんえい そしき  
2 避難所の自主運営組織

ひなんじょ せいかつ ちょうきか かいじょう ばあい ひなんじょうんえいいんかい  
避難所での生活が長期化（おおむね4日以上）する場合は、避難所運営委員会  
ひなんしや じしゆ うんえい そしき へんせい ひなんじょ うんえい おこな ちくしゅんいんかい  
（避難者の自主運営組織）を編成し避難所の運営を行います。地区市民委員会や  
ちょうないかい じしゆぼうさいそしき やくいん なか ひなんしや うんえいいんかい いんちよう  
町内会、自主防災組織などの役員の中から、避難者リーダー（運営委員会委員長  
とう き ひつよう うんえい えんかつ おこな ひなんじょたんどう  
等）を決めることが必要となり、また、運営が円滑に行われるよう、避難所担当  
しょくいん しせつかんりしや がっこうちようとう とう きょうりよくたいせい  
職員、施設管理者（学校長等）、ボランティア等による協力体制をつくります。



だい へいじょうじ そな さいがいたいおう りゅういてん  
第6 平常時の備えと災害対応の留意点

へいじょうじ そな  
1 平常時の備え

ほんし じじょ きょうじょ きほん ちいきぼうさいちから たか じしゅぼうさいそしき  
本市は、自助・共助を基本とする地域防災力を高めるために、自主防災組織や  
ちょうないかい たい ぼうさい かん ちしき ふきゅう けいはつ おこな さいがい はっせい  
町内会などに対し、防災に関する知識の普及・啓発を行います。災害が発生  
さい じゅうみん ひなんしえんとう もと もの すばや てきせつ ひなん また ひなんしえん  
した際、住民や避難支援等を求める者が、素早く、適切に避難し、又は避難支援  
とう う ひとり へいじょうじ さいがい みす みずか じじょ  
等を受けるためには、一人ひとりが、平常時から災害を見据えて自らできる自助  
そな たいせつ  
の備えが大切です。

じゅうみん そな  
(1) 住民の備え

かていないびちく  
ア 家庭内備蓄

いんりょうすい しょくひん しょくりょうひん ひとり かぶんいじょう かんい  
飲料水、カンパン、レトルト食品などの食料品を一人3日以上、簡易  
びちく ひつよう いやくひん ほきゅう  
トイレなど備蓄しておきます。また、必要な医薬品を補給しておきます。

ひじょうもちだしひん じゅんび  
イ 非常持出品の準備

ひじょうもちだしひん ひじょうようしょくひん いるい したぎ うわぎ くつしたとう うわぐつ あまぐ けいたい  
非常持出品（非常用食品、衣類（下着・上着・靴下等）、上靴、雨具、携帯  
びくろ かいちゅうでんとう じょうびやく たいおんけい  
トイレ、ビニールシート、ビニール袋、ラジオ、懐中電灯、常備薬、体温計、  
しょうどくえきとう ひじょうもちだしよう とう い また  
マスク、アルコール消毒液等）を非常持出用のリュックサック等に入れ、又  
い でいりぐちちか わ もだ  
はいつでも入れられるようにしておき、出入口近くなど分かりやすく、持ち出し  
ぼしよ じゅんび  
やすい場所に準備しておきます。

じたく あんぜんてんけんとう  
ウ 自宅の安全点検等

じしん そな かぐ はいち くふう かぐ でんかせいひん こてい しゅうのう くふう  
地震への備えとして、家具の配置の工夫、家具・電化製品の固定、収納の工夫、  
ひさんぼうし しょうかき せっち しつない あんぜんかくほたいさく おこな ね ぼしよ  
ガラスの飛散防止、消火器の設置など、室内の安全確保対策を行い、寝る場所  
たお ひなん ぼしよ ひさんぶつ あし  
は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所とし、飛散物で足をケガしないよ

は もの ようい しつない かぐ こてい じりき ひなん  
うに履き物を用意します。また、室内の家具の固定などが自力でできない避難  
こうどうようしえんしゃ たい かぐ てんけん こてい ちいき しえん  
行動要支援者に対しては、家具の点検や固定を地域で支援します。

こうずい どしやさいがい ちいき ひなんじょう ひなん  
洪水や土砂災害のおそれのある地域において、避難所等への避難がかえって  
きけん ばあい こうずい どしやさいがい み まも きんきゅうてき たいひ おくない  
危険な場合は、洪水や土砂災害から身を守るために、緊急的な待避や屋内で  
あんぜんかくほそち み あんぜん かくほ かんが  
の安全確保措置で身の安全を確保することも考えておきます。

## (2) 避難支援等を求める者の備え

### ア 高齢者

ようかいごじょうたい にんちしょう ほんにん そな ばあい かぞく きんりんしゃとう  
[要介護状態や認知症により本人が備えをできない場合は、家族や近隣者等  
しえん ひつよう  
の支援が必要]

- かぞく きんりんしゃとう たい さいがいじ しえん いらい  
・ 家族や近隣者等に対して、災害時の支援を依頼しておきます。
- かみ ふくようちゅう くすり ひつよう も だ じゅんび  
・ 紙オムツや服用中の薬など必要なものは、いつでも持ち出せるように準備しておきます。
- い ば ほちようき ろうがんきょうとう ひごろ み まわ お  
・ 入れ歯や補聴器、老眼鏡等は、日頃から身の回りに置いておきます。
- にんちしょうこうれいしゃ なまえ じゅうしょ れんらくさきとう みもと わ なふだとう み  
・ 認知症高齢者は、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につけておきます。

### イ 身体障害者

#### (ア) 視覚障害者

- ひじょうもちだしょう どう つね いっつい ぼしよ はいち  
・ 非常持出用のリュックサック等を常に一定の場所に配置しておきます。
- ひなんけいろ あんぜんせい かくにん あさひかわてんじとしょかん  
・ 避難経路（コース）の安全性を確認しておきます。旭川点字図書館を  
しかくしょうがいしゃ ふくしひなんじょ かいせつ けいろとう かくにん  
視覚障害者の福祉避難所として開設しますので、経路等を確認しておきます。
- がんきょう つえ お しきとう とけい おんせい しよくちしきとう きんきゅうじ れんらくさき  
・ 眼鏡や杖（折りたたみ式等）、時計（音声、触知式等）、緊急時の連絡先  
てんじ ようろくおんき けいたい しきとう じょうびやくとう ひじょう  
の点字メモ、メモ用録音機、携帯ラジオ（カード式等）、常備薬等を非常  
もちだしょう どう い  
持出用のリュックサック等に入れておきます。
- かぞくとう かいじょしゃふざいじ さいがいはつせい そうてい きんりんしゃとう さいがいじ しえん  
・ 家族等の介助者不在時の災害発生を想定し、近隣者等に災害時の支援

いらい  
を依頼しておきます。

ちょうかくしょうがいしゃ げんごしょうがいしゃ  
(イ) 聴覚障害者・言語障害者

- ほちょうき けいたいでんわ も じじょうほう え けいたいたんまつ しんどう  
・ 補聴器や、携帯電話などの文字情報が得られる携帯端末（振動モード）  
つね てもと お  
は、常に手元に置いておきます。
- きんきゆうつうほう う ばあい せっち  
・ FAX 緊急通報が受けられる場合には、ファクシミリを設置しておきます。
- かぞくとう かいじょしゃふざい じ さいがいはっせい そうてい とく やかん じょうほうでんたつ  
・ 家族等の介助者不在時の災害発生を想定し、特に夜間の情報伝達の方法について、家族や近隣者等ともあらかじめ決めておきます。
- ほうほう かぞく きんりんしゃとう き  
予備の補聴器やバッテリー・電池、筆談用具等を非常持出用のリュック  
よび ほちょうき でんち ひつだんようぐとう ひじょうもちだしよう  
さく とう い も だ ぼしょ お  
サック等に入れておき、すぐに持ち出せる場所に置いておきます。
- さいがい じ りよう きんきゆうかいわ さくせい  
・ 災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておきます。

したいふじゆうしゃ  
(ウ) 肢体不自由者

- ね ぼしょ たお ひなん ぼしょ  
・ 寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所とします。
- かぞくとう かいじょしゃふざい じ さいがいはっせい そうてい きんりんしゃとう さいがい じ しえん  
・ 家族等の介助者不在時の災害発生を想定し、近隣者等に災害時の支援  
いらい  
を依頼しておきます。
- ほこうほじょぐ あんぜん ぼしょ お くらやみ わ  
・ 歩行補助具は、安全な場所に置き、暗闇でも分かるようにしておきます。
- ひなん そな はばひろ くるま たんか もうふとう じゅんぴ  
・ 避難に備え、幅広いひもや車いす、担架、毛布等を準備しておきます。
- かみ とう ひじょうもちだしひん じゅんぴ  
・ 紙オムツ等の非常持出品を準備しておきます。

ないぶしょうがいしゃ  
(エ) 内部障害者

- ふくようちゅう くすり しゅるい の かた きにゅう とう ひじょうもちだしよう  
・ 服用中の薬の種類や飲み方を記入したメモ等を非常持出用のリュック  
さく とう い  
クサック等へ入れておきます。
- くすり ちりょうしょく そな いたう そうだん  
・ 薬や治療食の備えについて、かかりつけ医等に相談しておきます。
- きんきゆうれんらく とう ちりょうほうほう かいじょほうほう わ きにゅう  
・ 緊急連絡カード等にも、治療方法や介助方法を、分かりやすく記入しておきます。

ちてきしょうがいしゃ  
ウ 知的障害者

ほんにん そな ばあい かぞく きんりんしゃとう しえん ひつよう  
[本人が備えをできない場合は、家族や近隣者等の支援が必要]

- 服用中の薬の種類や飲み方を記入したメモ等を非常持出用のリュックサック等へ入れておきます。
- 独自の 방법으로薬を飲んでいる場合は、緊急連絡カード等に記入しておきます。
- 緊急連絡カード等を身に付けたり、名前や住所、連絡先等の身元が分かる名札等を身につけておきます。
- 家族や近隣者等は、日頃から災害について分かりやすく、繰り返し説明することにより災害についての理解を深めさせ、また、避難所に実際に行くなど、その場所を覚えてもらうようにします。

## エ 発達障害者

- 本人が備えをできない場合は、家族や近隣者等の支援が必要]
- (ア) 日頃から、家庭内で避難所を確認し、場所を伝えておきます。
- (イ) 次の物を、いつも持ち歩くカバン、リュックサック等に常備しておきます。
- 緊急連絡先を記入したメモ
  - 緊急時、本人への救護、保護、安全の確保等をするための支援方法(名前の呼びかけ方、話の伝え方、特性、苦手なことなど)を記入したメモ
  - 本人の身元を記入したメモ(療育手帳を所有の場合は、そのコピーなど)

## オ 精神障害者

- 本人が備えをできない場合は、家族や近隣者等の支援が必要]
- 服用中の薬の種類や飲み方を記入したメモ等を非常持出用のリュックサック等へ入れておきます。
  - 家族も医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく理解しておきます。
  - 対人関係で配慮が必要なことや特筆すべき事項等を緊急連絡カード等に記入しておきます。

- 日頃通っている施設等に、災害時の避難所や緊急連絡方法を伝えておきます。

## カ 乳幼児

- 保護者側の災害対応能力を高めておく必要があります。
- 乳児は、紙おむつ、粉ミルク、ミネラルウォーター等が必要となります。
- 4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくるので、保護者等は、自分で災害から身を守る方法を習得させるように努めます。

## キ 妊産婦

- 行動機能が低下していたり、走ることや重たいものを持つての避難行動に制約を受けたりして、避難が遅れる可能性があるため、家族や近隣者等に避難準備等の支援を依頼しておきます。
- 日頃から服用中の薬などの必要なものがあれば、いつでも持ち出せるように準備しておきます。
- 母子健康手帳やマタニティマークを携帯できるようにしておきます。

## ク 外国人

- 日頃から外国語を話せる知人や近隣者等とコミュニケーションをとり、災害時の支援を依頼しておきます。

## ケ 旅行者

- 訪れた地域の気象や地形状況等に留意して、不安がある場合は、災害の状況や避難に関する情報等の収集に努めます。

## 2 災害対応の留意点

地震と風水害等では、災害時の対応が異なる場合が多くあり、特に、次のことに

りゆうい  
留意しなければなりません。

## じしん たいおう (1) 地震への対応

### おくない たいおう ア 屋内での対応

#### み あんぜん かくほ (ア) 身の安全の確保

- ゆ おさ けんろう した らつかぶつとう み  
揺れが収まるまで、堅牢なテーブルなどの下で落下物等から身を  
まも  
守ります。
- たてもん どうかいとう と こ ばあい もの たた おおごえ  
建物の倒壊等で閉じ込められた場合などは、物を叩いたり、大声で  
たす もと  
助けを求めます。

#### かさいはっせい ばあい (イ) 火災発生の場合

- おおごえとう となりきんじよ し しょうかかつどう おこな  
大声等で隣近所に知らせるとともに、消火活動を行います。
- しょうか ばあい しせい ひく けむり さ ひなん  
消火できない場合は、姿勢を低くして煙を避け避難します。
- だいかさい ばあい かざかみ かぜよこほうこう ひなん  
大火災の場合は、風上や風横方向に避難します。

#### だっしゅつこう かくほ ひなん (ウ) 脱出口の確保と避難

- と あ でぐち かくほ ひじょうもちだしよう とう けいたい  
戸を開けて出口を確保してから、非常持出用のリュックサック等を携帯  
おっ ひなん  
し、落ち着いて避難します。

#### じょうほう しゅうしゅう じしんどう じょうきょうでんたつ (エ) 情報の収集と自身等の状況伝達

- けいたい とう ただ じょうほう にゅうしゅ ばんさいがいようでんごん  
携帯ラジオ等からの正しい情報入手し、「171番災害用伝言ダ  
りよう じしんどう じょうきょう つた  
イヤル」の利用により自身等の状況を伝えます。

### おくがい たいおう イ 屋外での対応

#### みち ある (ア) 道を歩いているとき

- かんばん らつか たてもん へいとう どうかい きけん ば はな  
看板の落下や建物、塀等の倒壊の危険があるため、その場から離れま  
す。
- きゅうけいしゃち かわ じばん ゆる どしゃさいがい はっせい  
急傾斜地や川べりは、地盤が緩み、土砂災害が発生するおそれがある  
ば はな  
ため、その場から離れます。

(イ) デパートなどの建物の中たてもなかにいるとき

- 係員かかりいんの指示誘導しじゆうどうに従したがい、エレベーターしょうは使用しません。
- 煙けむりを吸すわないようにし、体からだを低ひくくして避難ひなんします。

(ウ) 鉄道てつどう、バスなどのに乗のっているとき

- 手すりてや座席等ざせきとうにつかまり、乗務員じょうむいんの指示等しじとうに従したがいます。

(エ) 車くるまを運うんでん転しているとき

- 速度そくどを落おとし、道路どうろの左側ひだりがわに寄よせて停車ていしやさせます。
- カーラジオ等とうで情報じょうほうを入にゅうしゆ手します。
- 原則げんそく、徒歩とほで避難ひなんします。

(オ) けがをした場合ばあい

- 周囲しゅういに助けを求たすめ、医療機関もとや消防署等いりょうきかんの防災関係機関しょうぼうしょうに連絡ぼうさいかんけいきかんしてもられんらくいます。

(2) 風水害等ふうすいがいとうへの対たい応おう

ア 避難ひなんの準じゅん備び

- 気象情報きしょうじょうほうで正確せいかくな情報じょうほうを入にゅうしゆ手します。
- 湖岸こがん、河川付近かせんふきんでは、早はやめに避難ひなんします。
- 急傾斜地きゅうけいしやちや溪流等けいりゅうとう付近ふきんで、出しゅつすい水すいや山鳴りやまななど、土砂災害どしやさいがいの前兆現象ぜんちょうげんしょうを發見はっけんしたら、直ただちに避難ひなんします。
- 避難ひなんが予想よそうされる場合ばあいは、雨具あまぐ、長靴等ながぐつとうの準備じゅんび、非常持出品等ひじょうもちだしひんとうの点検てんけん、外回りそとまわの道具類どうぐるいの室内しつないへの取り込みとこ、隣近所となりきんじよや町内会ちやうないかい、自主防災組織等じしゅぼうさいそしきとうへの支援依頼しえんらいなどを早はやめに行おこないます。
- 外出中がいしゅつちゆうの場合は、速すみやかに帰宅きたくします。
- 車両しゃりやうを運転中うんでんちゆうの場合は、車くるまをゆはしっくり走はしらせませす。

イ 避難・被災時ひなん ひさいじの対たい応おう

- ひなんじょうほう はつれい となりきんじょ ひと よ きょうりよく ひなん

・ 避難情報が発令されたら、隣近所の人に呼びかけ、協力して避難します。
- ひなんこうどうようしえんしゃ こうれいしゃとうひなん けいかい はつれい ひなんしえん

・ 避難行動要支援者は、高齢者等避難(警戒レベル3)が発令されたら避難支援

とうかんけいしゃ

等関係者と

ひなん かいし ようはいりよしゃ かぞく ひなん かいし

ともに避難を開始します。また、要配慮者も家族などと避難を開始します。
- もとせん し でんき と ひなんさきとう げんかんさき

・ ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを閉じ、避難先等メモを玄関先などの

でいりぐち

出入口にはります。
- ひなん と ほ げんそく は な くつ じゅんび かのう かぎ たんどく こうどう

・ 避難は徒歩が原則です。履き慣れた靴を準備し、可能な限り、単独で行動

かぞく と なりきんじょ ひと いっしょ ひなん

せず、家族や隣近所の人などと一緒に避難します。
- かんすい ばしょ すす きょりよくさ さ ばあい

・ 冠水した場所を進むことは極力避け、どうしても避けられない場合はマ

そっこう てんらくぼうし ぼん ぜんいん も いちれつ

ンホールや側溝への転落防止のため、1本のロープを全員で持って一列になっ

いどう

て移動します。
- なが と き あわ こてい

・ 流されそうになった時などは、慌てず、パニックにならないようにして、固定

しゅうい たす もと

したものにつかまり、周囲に助けを求めます。
- すで しんすいしん なが はや ばあい しんすいしん ていど うまわ

・ 既に、浸水深が50cm(流れが速い場合は浸水深が20cm程度)を上回り、

た の ひなん きけん ばあい きんきゅうてき たいひ

立ち退き避難がかえって危険な場合は、緊急的な待避や自宅の少しでも高い

み あんぜん かくほ た の ひなん げんそく

場所に移動するなど身の安全を確保します。また、立ち退き避難を原則とする

どしゃさいがい た の ひなん きけん ほんだん ばあい どうよう じたく

土砂災害でも、立ち退き避難がかえって危険と判断した場合は、同様に自宅

がけ すこ はな へや いどう み あんぜん かくほ

の崖から少しでも離れた部屋に移動して身の安全を確保します。
- たてもの とうかいとう と こ ばあい もの たた おおごえ たす

・ 建物の倒壊等で閉じ込められた場合などは、物を叩いたり、大声で助けを

もと

求めます。



## あなたの情報の提供に関する同意・不同意確認書

わたしは、災害発生時に地域で支援が得られるよう、災害発生前に消防機関や警察、自主防災組織（市民委員会や町内会、社会福祉協議会など）の避難支援等関係者から市に提供申請があった場合にわたしの個人情報を提供することに、

1 同意する。 2 同意しない。

どちらかを○で  
囲ってください。

※同意しない場合も返送してください。

病院への入居や福祉施設等に入居されている場合は避難行動要支援者名簿の対象となりませんので、上記の「同意する」「同意しない」には○をせずに、「施設等に入居している。」に  をして返送してください。

施設等に入居している。

旭川市長あて (記入日) 年 月 日

(本人) 氏名 住所

電話番号

代理人の個人情報も提供することに同意する。  
（同意する場合は詳しく）

本人以外の方が記載した場合  
(代理人) 氏名  
電話番号 本人との関係

心身の状況や避難支援等関係者に配慮してほしいことなどを記入してください。
--------------------------------------

※同意されても、災害や支援者の状況等によっては十分な避難支援等が行えないこともあります。

※避難支援等関係者は、避難支援等に関し法的な責任や義務を負うものではありません。

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。



## 旭川市避難行動要支援者名簿情報提供申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

団 体 名

代表者名

旭川市避難行動要支援者名簿情報に基づいた避難行動要支援者支援体制を構築するため、当該地域の避難行動要支援者名簿登載者の情報提供を申請します。

代表者連絡先			
住 所			
電話番号		F A X	
Eメール			

名簿情報取扱者			
住 所			
氏 名			
電話番号		F A X	
Eメール			

担当する地域	
旭川市	
旭川市	
旭川市	
旭川市	

年 月 日

(宛先) 旭川市長

団体名  
役職名  
氏 名  
連絡先

### 個人情報保護に関する誓約書

「避難行動要支援者名簿」の提供を受けるに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を理解し、当該避難行動要支援者の個人情報について、以下の事項を遵守することを誓います。

#### 記

##### 1 基本的事項

「避難行動要支援者名簿」を取り扱うに当たっては、避難行動要支援者個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な取扱いに努めること。

##### 2 目的外利用の禁止

「避難行動要支援者名簿」は、以下に定める目的以外に利用してはならない。

- (1) 避難行動要支援者への避難情報・避難準備情報の伝達、災害時の安否確認、避難所への誘導など、一連の避難支援等の行動のため使用すること。
- (2) 避難支援等の行動を円滑に実施するため、避難行動要支援者ごとの個別計画作成や災害時に備えた避難訓練、日頃の見守り活動のため使用すること。

##### 3 適正管理

- (1) 個人情報が他人に漏れたりすることがないように、「避難行動要支援者名簿」の適切な管理に努めること。
- (2) 知り得た個人情報をみだりに他人に漏らさないこと。また、避難行動要支援者の避難支援等にかかわる職を退いた後も同様とする。
- (3) 「避難行動要支援者名簿」の必要以上の複写や複製を行わないこと。また、パソコンへの取り込みなどデータ化を行わないこと。
- (4) 「避難行動要支援者名簿」の破損・紛失の際は速やかに市に報告し、市とともに誠意をもってその処理に当たること。
- (5) 避難行動要支援者の避難支援等にかかわる職を退くなど情報を取り扱う必要がなくなった場合は「避難行動要支援者名簿」を速やかに後任者に引き継ぐこと。また、後任者がいない場合や避難行動要支援者情報の更新があった場合などには、「避難行動要支援者名簿」を速やかに市に返却すること。
- (6) 代表者等に変更があった場合には、速やかに市に代表者等変更届（様式6）を提出すること。

## 代表者等変更届

年 月 日

(宛先) 旭川市長

団体名

代表者名

今般、旭川市避難行動要支援者名簿情報提供に関する次の事項について変更があったため、届け出ます。

### 1. 代表者

	変更前	変更後
住 所		
氏 名		
電話番号		
F A X		
Eメール		

### 2. 名簿情報取扱者

	変更前	変更後
住 所		
氏 名		
電話番号		
F A X		
Eメール		

### 3. 担当する地域

変更前	変更後
旭川市	旭川市



(裏面)

避難 支援 等関 係者 情報	フリガナ 氏名 <small>(代表者及び団体名)</small>		本人 との 関係	
	住 所			
①	連 絡 先	電話番号 1 : _____ 電話番号 2 : _____ メールアドレス : _____ その他 : _____		
避難 支援 等関 係者 情報	フリガナ 氏名 <small>(代表者及び団体名)</small>		本人 との 関係	
	住 所			
②	連 絡 先	電話番号 1 : _____ 電話番号 2 : _____ メールアドレス : _____ その他 : _____		

避難場所等情報※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など				
年    月    日 上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認すると共に、 関係機関に報告することを了承します。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">氏名 _____</div>				
代 理 記 入 者	フリガナ 氏 名		本人と の関係	
	住 所			
コ ー デ ィ ネ ー タ ー	フリガナ 氏 名		本人と の関係	
	住 所			

と あわ さき  
お問い合わせ先

ひなん こうどう ようしえんしゃ めいぼ かつよう めいぼじょうほう  
避難行動要支援者名簿の活用や名簿情報の  
がいぶていきょう  
外部提供などについては・・・

あさひかわし ほうさい あんぜんぶ ほうさいか  
旭川市防災安全部防災課

あさひかわし じょうどおり ちょうめ  
旭川市7条通9丁目

でんわ ばんごう  
電話番号：25-9840

ふ あ っ く す  
F A X：24-2783

ひなん こうどう ようしえんしゃ めいぼ ないよう とうさい てつづ  
避難行動要支援者名簿の内容や登載手続き  
などについては・・・

あさひかわし ふくしほけん ぶ ふくしほけん か  
旭川市福祉保険部福祉保険課

あさひかわし じょうどおり ちょうめ  
旭川市7条通9丁目

でんわ ばんごう  
電話番号：25-6425

ふ あ っ く す  
F A X：26-7654